

## 滋賀県老人福祉施設協議会

### 臨時特別会費の徴収及び基金積立支出規程

第1条 この規程は、滋賀県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）が発起人として主体的に参画する「滋賀の縁創造実践センター」（以下「縁センター」という。）基金造成に対して、次のとおり拠出することについて必要な事項を定める。

第2条 本会が縁センターへ拠出する金額は、初年度は16,500,000円とする。次年度以降は、平成30年度までの間1年度あたり5,500,000円とする。

第3条 拠出金は、本会会員からの特別会費及び基金積立の財政調整基金から拠出する。

第4条 特別会費は、初年度については会員施設の定員1名につき、2,500円を乗じて得た額とする。

但し、1法人が複数の施設を有している場合で、法人の当該施設の定員の合計が200名を超えるときは、超える定員1名につき、1,250円とする。

2 次年度以降は、1年度について会員施設の定員1名につき900円を乗じて得た額とする。

但し、1法人が複数の施設を有している場合で、法人の当該施設の定員の合計が200名を超えるときは、超える定員1名につき400円とする。

第5条 特別会費は、本会の年度会費を徴収するときに併せて徴収するものとする。

第6条 この規程に定めるもののほか、拠出に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が定める。

#### 付則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成31年3月31日限り、その効力を失う。
- 2 この規程は、平成27年6月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。（第1条、第4条改正）